様式第9号（第6条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 八頭町長 | 印 |

　　　支給決定

　　未支払　　児童手当　　　　　 　　通知書

　　請求却下

　　年　　月　　日付で請求のありました未支払児童手当の支給につい

支給することに決定

ては、次のとおり 　 　しましたので通知します。

請　求　を　却　下

　なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に八頭町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支  払  の  内  容 | 支払期間 | | 年　　　月分から  　　 年 月分まで |
| 支払金額 | | 円 |
| 支払年月日 | | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 支払方法 | |  |
| 却下の理由 | |  | |